

新	旧
目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 特定個人情報の取扱い(第 3 条－第 8 条) 第 3 章 開示、訂正及び利用停止 第 1 節 開示(第 9 条－第 19 条) 第 2 節 訂正(第 20 条－第 26 条) 第 3 節 利用停止(第 27 条－第 32 条) 第 4 節 審査請求(第 33 条－第 35 条) 第 4 章 雑則(第 36 条－第 40 条) 附則 本則 第 3 章 開示、訂正及び利用停止 第 1 節 開示 (保有特定個人情報の開示義務) 第 11 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによ</u>	目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 特定個人情報の取扱い(第 3 条－第 8 条) 第 3 章 開示、訂正及び利用停止 第 1 節 開示(第 9 条－第 19 条) 第 2 節 訂正(第 20 条－第 26 条) 第 3 節 利用停止(第 27 条－第 32 条) 第 4 節 審査請求(第 33 条－第 35 条) 第 4 章 雑則(第 36 条－第 40 条) 附則 本則 第 3 章 開示、訂正及び利用停止 第 1 節 開示 (保有特定個人情報の開示義務) 第 11 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによ</u>

新	旧
目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 特定個人情報の取扱い(第 3 条－第 8 条) 第 3 章 開示、訂正及び利用停止 第 1 節 開示(第 9 条－第 19 条) 第 2 節 訂正(第 20 条－第 26 条) 第 3 節 利用停止(第 27 条－第 32 条) 第 4 節 審査請求(第 33 条－第 35 条) 第 4 章 雑則(第 36 条－第 40 条) 附則 本則 第 3 章 開示、訂正及び利用停止 第 1 節 開示 (保有特定個人情報の開示義務) 第 11 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによ</u>	目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 特定個人情報の取扱い(第 3 条－第 8 条) 第 3 章 開示、訂正及び利用停止 第 1 節 開示(第 9 条－第 19 条) 第 2 節 訂正(第 20 条－第 26 条) 第 3 節 利用停止(第 27 条－第 32 条) 第 4 節 審査請求(第 33 条－第 35 条) 第 4 章 雑則(第 36 条－第 40 条) 附則 本則 第 3 章 開示、訂正及び利用停止 第 1 節 開示 (保有特定個人情報の開示義務) 第 11 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>又は開示請求者以外</u> <u>の特定の個人を識別することはできないが、開示することによ</u>

り、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ （略） (3) （略） 第3節 利用停止 （利用停止請求権） 第27条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 ア～エ （略） オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 (2) （略） 2・3 （略）	り、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ （略） (3) （略） 第3節 利用停止 （利用停止請求権） 第27条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 ア～エ （略） オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 (2) （略） 2・3 （略）
--	--